

公益財団法人日本食品化学研究振興財団
令和5年度(第8回) 奨学助成 募集要項

1 助成の趣旨

食品の安全性を確保し、国民の健康保持増進に寄与することを目的として、国内外において次代の食品化学の進展に寄与し、もって食品の安全を国際的に推進するため、食品化学及びこれに関連する科学を勉学する留学生及び研究者に対して奨学助成を行います。

2 助成対象及び応募者の資格等

- (1) 海外から日本あるいは日本から海外の大学、研究機関等に留学する学生及び研究者を対象とします。
- (2) 応募者の資格は、次の区分によるものとしますが、年齢は、原則として、40歳未満とします。
 - ① 海外から日本への留学（以下「海外からの留学」という）について
東南アジアまたは南アジアの各国から、現に日本国内に留学している大学3年生以上の学生、大学院生、または教育・研究機関において、研究に従事する者（以下「研究者」という）。
 - ② 日本から海外への留学（以下「日本からの留学」という）について
国内の日本国籍を有する研究者。
- (3) 留学生の専攻分野または研究者の専門分野は、食品化学あるいはこれに関連する科学とします。
- (4) 応募者の語学能力は、海外から日本への留学者（以下「海外からの留学者」という）にあつては、日本語能力や英語能力を通じて留学の目的を達成できるレベルであることとする。語学能力試験に係る結果通知（日本語能力試験、日本留学試験、TOEIC 試験、TOEFL 試験の結果など）等、語学能力を確認できる書類を申請書に添付していただきます。併せて、留学先における日本語の語学教育など留学生支援環境があれば、説明してください。
- (5) 日本からの留学は、食品化学及びこれに関連する科学に係る業績を、奨学助成にかかる選考の主たる基準とします。
- (6) 日本からの留学は、奨学助成決定から1年以内に留学することを助成の条件とします。
- (7) 海外からの留学、日本からの留学のいずれの場合も、現在、国費により留学している者は、原則として、助成の対象といたしません。

3 助成金額等

海外からの留学の場合は、1 件 1 年につき 80 万円を支給、人数は数名とします。

日本からの留学の場合は、1 件につき、1 年目は渡航費を含め 150 万円、2 年目は 80 万円を支給、人数は数名とします。

ただし、助成金額及び件数については、申請件数の多寡や申請の評価内容により弾力的に運用することがあります。

なお、助成の対象となる経費は渡航費、滞在費、学費等留学に直接要する費用とします。

4 助成期間

(1) 海外からの留学者について

奨学金の助成期間は下記のとおりですが、助成対象者が申請時に記載された留学先の身分を喪失した場合は、その後の助成金の支給を中止します。

- ① 大学生 最長2年間（4年制の4年次から、あるいは6年制の6年次から受給の者は1年間、ただし修士課程あるいは博士課程に進学の者は2年間）
- ② 博士前期課程（修士課程） 最長2年間（2年次から受給の者は1年間、ただし博士後期課程又は博士課程進学の場合は2年間）
博士後期課程（3年制） 最長2年間（3年次から受給の者は1年間とする）
博士課程（4年制） 最長2年間（医、薬、歯、獣医学系の者で、3年次から受給の者は2年間、4年次から受給の者は1年間）

なお、博士後期課程（3年制）又は博士課程（4年制）に進学する者については、2年間の奨学助成を受けた後、新規に1年又は2年の奨学助成を申請することが出来る。

- ③ 研究者 原則として、2年間を上限とする。

(2) 日本からの研究者について

研究者 原則として、2年間を上限とする。

ただし、助成対象者が申請時に記載された留学先の身分を喪失した場合は、その後の助成金の支給を中止します。

5 選考及び結果の通知

(1) 一次選考（令和4年11月上旬～中旬）

書類選考により行います。

(2) 二次選考（令和4年12月上旬～中旬）

一次選考合格者に対して、選考委員会が必要と認めた場合、面接試験を実施します。

(3) 選考方法

本財団の選考委員会にて選考し、助成の決定は理事会において行います。

(4) 結果の通知

令和5年1月末日までに、採否を申請者に通知します。

なお、申請書は採否にかかわらず一切返却しません。また、選考の経緯等についてのお問い合わせには応じられません。

6 申請手続等

- (1) 本財団所定の申請書(様式 C—1)に必要事項を記入し、次の添付書類とともに本財団事務局あて郵送して下さい。

なお、奨学助成を受けた方が2年目も継続して助成を希望する場合は、次年度において申請書(様式 C—1—1)に必要事項を記入し、本財団事務局宛郵送して下さい。(注:2年目の申請には添付書類は不要です)

(初年度の申請書(様式 C—1)の添付書類)

① 海外からの留学者の場合

ア) 写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの6×4cm上半身・正面・脱帽)

・・・・・・・・・・ 2枚(1枚は申請書に貼付)

イ) 在籍大学既修成績証明書(評価基準付)・・・・・・・・・・ 正本1通

(修士課程・博士課程前期の1年次の方は、大学卒業時の成績証明書)

ウ) 在籍大学の学長または学部長、研究機関の所属長等の推薦書(様式C-2による)・・・・・・・・・・ 正本1通

並びに

指導教員等の推薦書(様式 C—2による、複数可)

・・・・・・・・・・ 各正本1通

1推薦者は、1件に限ります。

また、推薦書は推薦者が密封の上、封印したものに限りします。

エ) 現在の研究テーマを有する場合はその研究概要の書類、資料

・・・・・・・・・・ 1部

オ) 語学能力を確認できる書類・・・・・・・・・・ 各1部

② 日本からの研究者の場合

ア) 写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの6×4cm上半身・正面・脱帽)

・・・・・・・・・・ 2枚(1枚は申請書に貼付)

イ) 研究機関の所属長等の推薦書 (様式 C—2による)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本 1 通

並びに

所属長以外の指導者等の推薦書 (様式 C—2による、複数可)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各正本 1 通

1 推薦者は、1 件に限ります。

また、推薦書は推薦者が密封の上、封印したものに限りします。

ウ) 現在の研究テーマを有する場合はその研究概要の書類、資料

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

(注 1) 申請書類は日本語または英語により作成して下さい。

(注 2) 申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また添付書類が完全に揃っていない場合は受理しないことがあります。

(2) 応募受付開始日: 令和 4 年 9 月 15 日

応募受付締切日: 令和 4 年 10 月 31 日 (必着)

(3) 専攻分野が、本財団の事業目的に適合するか否かについて質問がある場合は、本財団事務局へお問合せ下さい。

(4) 申請書送付先

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団事務局

〒561-0828 大阪府豊中市三和町 1 丁目 1 番 1 1 号

電話 (06) 6333-5680 ・ FAX (06) 6333-5491

E-mail: admin@ffcr.or.jp

7 助成金の支給

海外からの留学生については、助成金を分割して、四半期毎に、日本国内の受領者名義の口座 (外資系銀行の日本法人及びインターネットバンクは除く) に振り込む方法で支給します。

日本からの研究者については、助成金のうち、渡航費は渡航前に一括、渡航費を除く助成金は分割して、四半期毎に、日本国内の受領者名義の口座 (外資系銀行の日本法人及びインターネットバンクは除く) に振り込む方法で支給します。2 年目の助成金は、分割して、四半期毎に、同様の方法で支給します。

8 奨学助成金の助成の休止、停止及び廃止

留学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の助成を休止、停止又は廃止することがあります。

(1) 海外からの留学生の場合

①留学生が休学又は長期に渡って欠席したとき

・・・・・・・・・・・・・奨学金の支給を休止します。

②留学生の学業又は素行などの状況について、奨学生としての資質の上で問題があると認めたとき

・・・・・・・・・・・・・奨学金の支給を停止します。

③留学生が次の各号の一に該当すると認めるとき

・・在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の支給を廃止します。

ア) 卒業（修了）したとき。

イ) 留年したとき。

ウ) 傷病などのため学業の継続の見込みがなくなったとき。

エ) 奨学助成金を必要としない理由が生じたとき。

オ) 前各号の他、奨学生としてふさわしくない事実があったとき。

(2) 海外からの研究者及び日本からの研究者の場合

研究者が次の各号の一に該当すると認めるとき

・・推薦者の意見を徴して奨学金の支給を停止します。

ア) 留学が終了したとき。

イ) 傷病などのため、研究の継続の見込みがなくなったとき。

ウ) 奨学助成金を必要としない理由が生じたとき。

エ) 前各号の他、奨学生としてふさわしくない事実があったとき。

9 助成対象者の義務等

(1) 受入れ機関の研究指導者の下で勉学及び研究に専念すること。

(2) 留学中の連絡先（研究機関及び自宅の住所、電話、ファックス、メールアドレス、携帯電話番号・同メールアドレス）を、留学後、至急本財団宛に連絡して下さい。また、変更のある場合も随時連絡すること。

併せて、海外からの留学者の場合は、四半期毎に、指導教員または指導者の証明を付した就学状況等現状報告を提出すること。

(3) 助成期間中に就職したときあるいは留学を中止した場合、また、申請時の身分を喪失した場合は、速やかに連絡をすること。なお、年度途中に留学を中止した場合は奨学助成金の返還を求める場合があります。

その他、助成金の助成条件に変化が生じたときは、速やかに本財団事務局に届け出て下さい。

(4) 助成金を受けた留学生及び研究者は、奨学助成金の収支に関する書類を整理保管し、「研究（留学）報告書」を助成期間満了後3ヶ月以内に提出していただきます。様式は、助成金交付決定通知書と共にお渡しします。

なお、日本からの研究者は、渡航したことを証明するもの（例えば航空券の半券、搭乗証明書等）を必ず添付して下さい。

1 0 申請書記入に際しての留意点

別添「奨学助成申請書」（様式 C—1 又は様式 C—1—1）を作成するに当たり、各様式の注意書きのほか、次の点に留意してご記入ください。なお、申請書に添付する書類は可能な限り、A4 版片面印刷に整えて下さい。

（様式 C—1 の記入に際しての留意点）

【全頁】奨学助成申請書は日本語又は英語で作成して下さい。

ただし、英語で作成した場合は概略を日本語で併記して下さい。

【1 頁】1. 留学内容（様式の文言は留学生を対象とした表現になっていますので、研究者の場合は適宜読み替えて記入して下さい。

「留学先機関名等」欄には、留学先の機関名、学部、学科、専攻分野、研究課題等を記載して下さい。

日本からの留学の場合は留学先住所を書いていただく必要がありますが、留学先住所が決まっていない場合は、「留学先住所」欄には、申請時現在で未定である旨記載して下さい。但し、留学先住所が決まり次第、本財団に連絡をお願いします。

2. 留学助成申請額

海外からの留学の場合、滞在費、学費等留学に直接要する費用で、80 万円以内とします。

日本からの留学の場合、初年度は、滞在費、学費等に加え渡航費を含め、150 万円以内、2 年目は、滞在費、学費等、80 万円以内とします。

【2 頁】3. 留学の目的等

(1) 海外からの留学の場合は、留学の目的、本件申請の理由（経済的な状況を含む）、将来の自身の進路についての考えを具体的に記載して下さい。また、特定の研究を行うために留学される場合は、その研究内容を記載して下さい。

(2) 日本からの留学の場合は、留学の目的、本件申請の理由、将来の食品化学及びこれに関連する科学の進展への貢献についての考えを具体的に記載して下さい。また、特定の研究を行うために留学される場合は、その研究内容を記載して下さい。

【3 頁】4. 申請者経歴

これまでの経歴について大学入学から具体的に記入して下さい。

5. 語学能力及び過去の業績

- (1) 海外からの留学に係る申請の場合は、語学能力について、該当するところに○を付して下さい。また、語学能力試験に係る結果通知等、語学能力を確認できるものを添付して下さい。
- (2) 留学先における日本語の語学教育など留学生支援環境があれば別途説明してください。
- (3) 日本からの留学に係る申請の場合は、語学能力に係る書面に加え、過去の業績、特に食品化学及びこれに関連する科学に係る業績を詳細に記載して下さい。

【4 頁】 6. 本財団助成金受領の過去の実績

過去に本財団から助成を受けられたことがある方は必ず記入して下さい。

7. 留学中の日本国内の郵便物等の送付先

日本からの留学の場合は、必ず郵送先を記入して下さい。送付先を変更したときは速やかに本財団に連絡して下さい。

8. 他の奨学金の申請先

本財団以外に奨学金の申請を行っている場合は、申請先機関名、奨学金の名称を記載して下さい。また、既に他の奨学金を受給している場合も受給先機関名、奨学金の名称を記載して下さい。

なお、他の奨学金が決定した場合は、速やかに本財団に連絡して下さい。

(奨学助成を受けた方の2年目の申請書(様式 C—1—1)記入に際しての留意点)

【2 頁】 3. 奨学助成継続申請の理由

- ① 奨学助成の継続申請が必要な理由及び継続が認められた場合に今後行う修学、研究の計画を具体的に記載して下さい。
- ② 奨学助成受領後現在までの修学、研究の実績を具体的に記載して下さい。